

(様式 1 - 3)

福島県 (双葉町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|  |                          |     |                |  |                          |             |
|--|--------------------------|-----|----------------|--|--------------------------|-------------|
| NO.  | 1                        | 事業名 | 個人線量計校正事業      |  | 事業番号                     | (3) -23 - 1 |
| 交付団体   | 双葉町                      |     | 事業実施主体 (直接/間接) |  | 双葉町 (直接)                 |             |
| 総交付対象事業費   | (23,753 千円)<br>33,291 千円 |     | 全体事業費          |  | (55,089 千円)<br>61,905 千円 |             |
| 帰還環境整備に関する目標   |                          |     |                |  |                          |             |
| 双葉町復興まちづくり計画において住民の帰還に向けた様々な取り組みがなされているが、避難指示が解除されていないという現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられている。今後も避難生活の長期化による健康への不安や維持、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町内への一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。 |                          |     |                |  |                          |             |
| 事業概要   |                          |     |                |  |                          |             |
| 個人線量計は、福島県内及び福島県隣県に避難されている町民に貸与しているので、線量計およびサーベイメーターの精度の維持を保つため点検、校正業務を行なう。  |                          |     |                |  |                          |             |
| 当面の事業概要  |                          |     |                |  |                          |             |
| ＜平成 29 年度＞<br>健康福祉課対象者世帯用個人線量計 1,248 台 サーベイメーター 5 台<br>個人線量計の貸与 (記録用紙同封) → (報告用紙送付) 6 カ月毎に積算線量報告 → 健康管理システム入力 → 線量計の校正回収 → 校正済線量計発送 (記録用紙同封・報告用紙送付) → 健康管理システム入力 サーベイメーターは都度申請し、貸出す。<br><br>住民生活課対象者世帯用 200 台<br>町民自らが放射線量を確認するため、遠方の町民等に貸与するための個人線量計の校正を行なう。  |                          |     |                |  |                          |             |
| ＜平成 30 年度＞<br>平成 29 年度と同様に実施予定   |                          |     |                |  |                          |             |
| 地域の帰還環境整備との関係  |                          |     |                |  |                          |             |
| 個人線量計を使用することで、町民が今後の町内立ち入りにおいて、自ら放射線量を確認することで、町で生活する上での不安を解消し、双葉町への帰還意欲を高める。   |                          |     |                |  |                          |             |
| 関連する事業の概要  |                          |     |                |  |                          |             |
|  |                          |     |                |  |                          |             |

(様式 1 - 3)

福島県 (双葉町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|  |                            |                |                          |      |              |
|--|----------------------------|----------------|--------------------------|------|--------------|
| NO.  | 2                          | 事業名            | 尿による内部被ばく検査事業            | 事業番号 | (3) - 23 - 2 |
| 交付団体   | 双葉町                        | 事業実施主体 (直接/間接) | 直接                       |      |              |
| 総交付対象事業費   | (41,468 千円)<br>47,682 (千円) | 全体事業費          | (70,404 千円)<br>66,324 千円 |      |              |
| 帰還環境整備に関する目標   |                            |                |                          |      |              |
| <p>双葉町復興まちづくり計画において住民の帰還に向けた様々な取り組みがなされているが、避難指示が解除されていないという現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられている。今後も長期化による健康への不安や維持、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町内への一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。</p> |                            |                |                          |      |              |
| 事業概要   |                            |                |                          |      |              |
| <p>すべての町民を対象に尿による内部被ばく検査を実施する。特に県内に避難している町民は、食品に含まれた放射性物質を知らずに摂取し、健康に多少の不安を持っている。尿検査を行なうことによりその不安を払しょくすることができる。平成 24 年度から実施し、町民及び町が毎年経過観察を行なう。</p>   |                            |                |                          |      |              |
| 当面の事業概要  |                            |                |                          |      |              |
| <p>&lt;平成 29 年度&gt;<br/>対象者：全町民 (尿 2000ml・500ml オムツ 1kg)<br/>全町民へ検査希望案内送付 → 希望者へ採尿キット送付 → 検体送付 → 検査結果通知 (町・受診者)</p> <p>&lt;平成 30 年度&gt;<br/>平成 29 年度と同様に実施予定</p>   |                            |                |                          |      |              |
| 地域の帰還環境整備との関係  |                            |                |                          |      |              |
| <p>日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるので、検査を行なうことにより体調管理に努めていただき、今後町内立入り、事業の再開、防犯対策など住民がこれら取組を実施することで帰還の促進を図る。</p>  |                            |                |                          |      |              |
| 関連する事業の概要  |                            |                |                          |      |              |
|  |                            |                |                          |      |              |

(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|   |                         |     |               |  |                          |              |
|---|-------------------------|-----|---------------|--|--------------------------|--------------|
| NO.   | 3                       | 事業名 | 甲状腺検査事業       |  | 事業番号                     | (3) - 23 - 3 |
| 交付団体  | 双葉町                     |     | 事業実施主体（直接/間接） |  | 直接                       |              |
| 総交付対象事業費  | (8,678 千円)<br>10,788 千円 |     | 全体事業費         |  | (17,102 千円)<br>17,114 千円 |              |
| 帰還環境整備に関する目標  |                         |     |               |  |                          |              |
| 双葉町復興まちづくり計画において住民の帰還に向けた様々な取り組みがなされているが、避難指示が解除されていないという現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられている。今後も長期化による健康への不安や維持、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町内への一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。 |                         |     |               |  |                          |              |
| 事業概要  |                         |     |               |  |                          |              |
| 甲状腺検査は、震災当時 39 歳以下の町民を対象に実施する。  |                         |     |               |  |                          |              |
| 当面の事業概要   |                         |     |               |  |                          |              |
| ＜平成 29 年度＞<br>① 対象者を抽出し、該当者に指定医療機関名一覧を通知する。<br>② 検査希望者は近隣の指定医療機関にて受検する。<br>③ 検査結果について、受検者自らは健康管理手帳に綴るとともに、町は健康管理システムにデータを保存する。<br>＜平成 30 年度＞<br>平成 29 年度と同様に実施予定  |                         |     |               |  |                          |              |
| 地域の帰還環境整備との関係   |                         |     |               |  |                          |              |
| 日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるので、検査を行なうことにより体調管理に努めていただき、今後町内立入り、事業の再開、防犯対策など住民がこれら取組を実施することで帰還の促進を図る。  |                         |     |               |  |                          |              |
| 関連する事業の概要   |                         |     |               |  |                          |              |
|   |                         |     |               |  |                          |              |

(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|  |                        |                |                          |      |              |
|--|------------------------|----------------|--------------------------|------|--------------|
| NO.  | 4                      | 事業名            | 内部被ばく検査機器等保守点検事業         | 事業番号 | (3) - 23 - 4 |
| 交付団体   | 双葉町                    | 事業実施主体 (直接/間接) | 直接                       |      |              |
| 総交付対象事業費   | (4,790 千円)<br>6,194 千円 | 全体事業費          | (10,370 千円)<br>10,406 千円 |      |              |
| 帰還環境整備に関する目標   |                        |                |                          |      |              |
| 双葉町復興まちづくり計画において住民の帰還に向けた様々な取り組みがなされているが、避難指示が解除されていないという現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられている。今後も長期化による健康への不安や維持、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町内への一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである |                        |                |                          |      |              |
| 事業概要   |                        |                |                          |      |              |
| ホールボディカウンターによる内部被ばく検査は全町民を対象とし、その検査機器の精度を維持するため保守点検業務を実施する。  |                        |                |                          |      |              |
| 当面の事業概要  |                        |                |                          |      |              |
| ＜平成 29 年度＞<br>機器の精度の維持管理を保つため、毎月の保守管理、年 3 回の定期点検、校正を行なう。<br>キャンベラ社製・AKP 社製の 2 台  |                        |                |                          |      |              |
| ＜平成 30 年度＞<br>平成 29 年度と同様に実施予定   |                        |                |                          |      |              |
| 地域の帰還環境整備との関係  |                        |                |                          |      |              |
| 日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるので、検査を行なうことにより体調管理に努めていただき、今後町内立入り、事業の再開、防犯対策など住民がこれら取組を実施することで帰還の促進を図る。   |                        |                |                          |      |              |
| 関連する事業の概要  |                        |                |                          |      |              |
|  |                        |                |                          |      |              |

(様式 1-3)

福島県(双葉町) 帰還環境整備事業計画 再生加速化事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|  |                        |     |                |            |          |
|--|------------------------|-----|----------------|------------|----------|
| NO.  | 6                      | 事業名 | 自家消費野菜等放射能検査事業 | 事業番号       | (3)-23-5 |
| 交付団体   | 双葉町                    |     | 事業実施主体(直接/間接)  | 双葉町(直接)    |          |
| 総交付対象事業費   | (3,269千円)<br>4,997(千円) |     | 全体事業費          | 16,345(千円) |          |
| 帰還環境整備に関する目標   |                        |     |                |            |          |
| <p>双葉町においては、帰還困難区域について、今後5年を目途に復興拠点の避難指示が解除されるように整備が進められるところである。</p> <p>一方、避難されている町民の方々は未だ放射線に関する不安が懸念されるところである。</p> <p>このため、食品摂取の観点から、町民からの検査依頼により、自家消費野菜等の放射能検査を行うことで、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。</p>                               |                        |     |                |            |          |
| 事業概要   |                        |     |                |            |          |
| <p>福島県内7か所に設置してある食品放射能簡易測定システムを使用し、自家消費野菜等の放射能検査を行う。</p>   |                        |     |                |            |          |
| 当面の事業概要  |                        |     |                |            |          |
| <p>&lt;平成29年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・福島県内に設置した検査機器の点検委託<br/>8台(日立製作所(旧日立アロカメディカル株)製)<br/>(福島市1、郡山市4、いわき市2:仮設住宅及び郡山支所並びにいわき事務所)</li></ul> <p>&lt;平成30年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成29年度同様実施予定</li></ul> |                        |     |                |            |          |
| 地域の帰還環境整備との関係  |                        |     |                |            |          |
| <p>未だに福島県産野菜等の風評が根強いいため、希望する町民向けに、県内産の野菜等の検査を通じ、安全・安心を確保することにより帰還の促進を図る。</p>   |                        |     |                |            |          |
| 関連する事業の概要  |                        |     |                |            |          |
|  |                        |     |                |            |          |

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|   |               |               |                |      |         |
|---|---------------|---------------|----------------|------|---------|
| NO.   | 12            | 事業名           | 中野地区復興産業拠点整備事業 | 事業番号 | (1)-8-2 |
| 交付団体  | 福島県双葉町        | 事業実施主体（直接/間接） | 福島県双葉町（直接）     |      |         |
| 総交付対象事業費  | 1,984,325（千円） | 全体事業費         | 9,047,125（千円）  |      |         |
| 帰還環境整備に関する目標  |               |               |                |      |         |
| <p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>二次計画では、町内復興拠点の中でも特に、避難指示解除準備区域であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付けており、福島第一原子力発電所との近接性等も踏まえ、廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関等を誘致することとしているところ。また、あわせて、当該区域に、就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地を図るとともに、復興祈念公園との連携も考えながら施設整備を進め、復興産業拠点を、町の復興の先駆けとなる複合的な機能を持った拠点として整備し、同拠点において平成 30 年頃の企業活動開始を目指すとした二次計画の実現に遅れが生じないよう、その整備を着実に進めていきたいと考えているところ。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p> |               |               |                |      |         |
| 事業概要  |               |               |                |      |         |
| <p>原子力災害被災地においては事業再開や新規産業の創造の見通しを立てることが難しい。そのような状況で、意欲のある事業者は被災地で事業を開始・再開するための事業所や付帯施設、従業員向けの福利厚生施設の整備を希望しているものの、その受け皿となる事業所用地や共同事業所の不足が、地域の再生を加速化することの障害となっている。そのため、本事業では、意欲ある事業者による事業再開や新規事業の開始に必要な事業所等を立地するための用地整備等を支援するものである。</p> <p>具体的な開発地域は、前述のとおり、二次計画に基づき、双葉町内の避難指示解除準備区域のうち、津波リスクが低い中野地区とし、同地区の約 50ha を対象に整備を進めることとし、地区の東側から西側に向け、大きく 2 段階に分けて整備を進める。</p> <p>第一期開発区域については、町内事業者の事業再開と廃炉関連企業その他の民間事業者の新規参入の受け皿となるよう、今後更に詳細なニーズ調査を行いながら、共同事業所（貸事業所）、産業用地、調整池等の整備を進める。</p> <p>第二期開発区域については、今後のニーズに応じて、産業・研究・業務施設の整備を推進する。</p>  |               |               |                |      |         |
| 当面の事業概要   |               |               |                |      |         |
| 【平成 29 年度】  |               |               |                |      |         |
| ■【第一期開発区域】 <b>用地取得、実施設計の策定、造成工事</b>   |               |               |                |      |         |
| 基本設計に基づく実施設計の策定、道路法に基づく道路（事前）協議、都市計画法に基づく開発許可などの開発に必要な法的手続きを行う。また、これらを踏まえ、土地権利者の譲渡に向けた同意を得た上で、用地取得に具体的に着手する。  |               |               |                |      |         |
| 下半期には、実施設計に基づき、用地取得ができているところから、伐採・抜根などの準備工事をはじめ、調整池工事、整地工事等を進める。  |               |               |                |      |         |
| ■【第二期開発区域】 <b>用地取得、実施設計</b>   |               |               |                |      |         |

前年度に実施した実施測量・ボーリング調査の結果を踏まえつつ、第一期開発区域と並行して、用地取得に具体的に着手する。

【平成 30 年度】

■【第一期開発区域】造成工事等、立地企業の募集・立地手続き支援

年度内の一部供用開始を目指し、用地造成等を進める。また、造成工事完了後速やかに事業所の立地が進められるよう、造成工事と並行して、事業者の誘致活動を行う。

■【第二期開発区域】実施設計の策定、造成工事

実施設計に基づき、用地取得ができているところから、伐採・抜根などの準備工事をはじめ、整地工事等を進める。

【平成 31 年度以降】

■第一期開発区域について、全域の供用

■第二期開発区域について、造成工事等、立地企業の募集・立地手続き支援を経て、全域の供用

<今回要求額内訳（詳細別紙）>

|        |              |
|--------|--------------|
| 用地取得費  | 783,601 千円   |
| 物件補償費  | 337,615 千円   |
| 用地買収嘱託 | 30,811 千円    |
| 実施設計費  | 832,300 千円   |
| 合計     | 1,984,325 千円 |

<参考：これまでの交付決定額>

実地測量、ボーリング調査、基本設計：76,578 千円

地域の帰還環境整備との関係

町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、二次計画等に基づき、JR双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還を進めていく必要がある。

関連する事業の概要

【JR双葉駅西側の復興拠点としての都市開発】

双葉町では、JR双葉駅西口駅前を中心とするエリアに住宅地の整備を進め、併せて診療所、高齢者福祉施設、スーパー、飲食店、町内外の町民が交流・滞在できる施設等を整備することにより、これらのエリアを「生活拠点」として発展させていくことを計画している。

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|   |            |               |                        |           |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
|---|------------|---------------|------------------------|-----------|------------|---|------------|-----|------|-----------|---|------------|-------|------|-----------|--|--|--|----|-----------|
| NO.   | 13         | 事業名           | 中野地区復興産業拠点整備事業（調整池等整備） | 事業番号      | ◆(1)-8-2-1 |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
| 交付団体  | 福島県双葉町     | 事業実施主体（直接/間接） | 福島県双葉町（直接）             |           |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
| 総交付対象事業費  | 44,000（千円） | 全体事業費         | 1,648,900（千円）          |           |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
| 帰還環境整備に関する目標  |            |               |                        |           |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
| <p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>二次計画では、町内復興拠点の中でも特に、避難指示解除準備区域であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付けており、福島第一原子力発電所との近接性等も踏まえ、廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関等を誘致することとしているところ。また、あわせて、当該区域に、就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地を図るとともに、復興祈念公園との連携も考えながら施設整備を進め、復興産業拠点を、町の復興の先駆けとなる複合的な機能を持った拠点として整備し、同拠点において平成 30 年頃の企業活動開始を目指すとした二次計画の実現に遅れが生じないよう、その整備を着実に進めていきたいと考えているところ。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p> |            |               |                        |           |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
| 事業概要  |            |               |                        |           |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
| <p>本事業は、中野地区の復興拠点としての機能を十全ならしめるため、同拠点内のインフラ環境整備に向け、調整池、上水道管網の実施設計・施工等を行うもの。</p> <p>&lt;今回要求額&gt;</p> <table><tr><td>①</td><td>中野地区復興産業拠点</td><td>調整池</td><td>実施設計</td><td>25,100 千円</td></tr><tr><td>②</td><td>中野地区復興産業拠点</td><td>上水道管網</td><td>実施設計</td><td>18,900 千円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>合計</td><td>44,000 千円</td></tr></table> <p>&lt;参考：これまでの交付決定額&gt;</p> <p>調整池等基本設計費 15,811 千円</p>   |            |               |                        |           |            | ① | 中野地区復興産業拠点 | 調整池 | 実施設計 | 25,100 千円 | ② | 中野地区復興産業拠点 | 上水道管網 | 実施設計 | 18,900 千円 |  |  |  | 合計 | 44,000 千円 |
| ①   | 中野地区復興産業拠点 | 調整池           | 実施設計                   | 25,100 千円 |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
| ②   | 中野地区復興産業拠点 | 上水道管網         | 実施設計                   | 18,900 千円 |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
|   |            |               | 合計                     | 44,000 千円 |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
| 当面の事業概要   |            |               |                        |           |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |
| <p>以下の中野地区復興産業拠点の面的整備のスケジュールに合わせ、設計・工事等を進める。</p> <p>【平成 29 年度】</p> <p>■【第一期開発区域】<b>用地取得、実施設計の策定、造成工事</b></p> <p>基本設計に基づく実施設計の策定、道路法に基づく道路（事前）協議、都市計画法に基づく開発許可などの開発に必要な法的手続きを行う。また、これらを踏まえ、土地権利者の譲渡に向けた同意を得た上で、用地取得に具体的に着手する。</p> <p>下半期には、実施設計に基づき、用地取得ができているところから、伐採・抜根などの準備工事をはじめ、調整池工事、整地工事等を進める。</p> <p>■【第二期開発区域】<b>用地取得、実施設計</b></p> <p>前年度に実施した実施測量・ボーリング調査の結果を踏まえつつ、第一期開発区域と並行して、用地取得に具体的に着手する。</p>   |            |               |                        |           |            |   |            |     |      |           |   |            |       |      |           |  |  |  |    |           |



【平成 30 年度】

■【第一期開発区域】造成工事等、立地企業の募集・立地手続き支援

年度内の一部供用開始を目指し、用地造成等を進める。また、造成工事完了後速やかに事業所の立地が進められるよう、造成工事と並行して、事業者の誘致活動を行う。

■【第二期開発区域】実施設計の策定、造成工事

実施設計に基づき、用地取得ができているところから、伐採・抜根などの準備工事をはじめ、整地工事等を進める。

【平成 31 年度以降】

■第一期開発区域について、全域の供用

■第二期開発区域について、造成工事等、立地企業の募集・立地手続き支援を経て、全域の供用

地域の帰還環境整備との関係

町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域である中野地区に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。中野地区における配水に係るインフラ環境を整備することにより、同地区に復興産業拠点として必要な機能を充足させる必要がある。

関連する事業の概要

【JR 双葉駅西側の復興拠点としての都市開発】

双葉町では、JR 双葉駅西口駅前を中心とするエリアに住宅地の整備を進め、併せて診療所、高齢者福祉施設、スーパー、飲食店、町内外の町民が交流・滞在できる施設等を整備することにより、これらのエリアを「生活拠点」として発展させていくことを計画している。

【中野地区復興産業拠点アクセス道路整備事業（福島県）】

復興産業拠点の整備と合わせて、常磐自動車道に新たに整備される双葉インターチェンジ（仮称）と国道 6 号を結ぶ、県道井手長塚線の整備を進める。

【中野地区復興産業拠点整備事業（排水設計）】

中野地区の復興拠点としての機能を十全ならしめるため、同拠点内のインフラ環境整備に向け、排水関連の基本設計を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| 関連する基幹事業  |                         |
|---|-------------------------|
| 事業番号  | (1)-8-1                 |
| 事業名   | 中野地区復興産業拠点整備事業          |
| 交付団体  | 福島県双葉町                  |
| 基幹事業との関連性   |                         |
| 本事業は、中野地区の復興拠点としての機能を十全ならしめるため、同拠点内のインフラ環境整備に向け、調整池、上水道の実施設計・施工を行うもの。 |                         |
| ①   | 中野地区復興産業拠点 調整池実施設計・施工委託 |
| ②   | 中野地区復興産業拠点 上水道実施設計・施工委託 |

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|   |            |               |                     |      |          |
|---|------------|---------------|---------------------|------|----------|
| NO.   | 14         | 事業名           | 双葉町新市街地開発事業関連計画策定事業 | 事業番号 | (1)-10-2 |
| 交付団体  | 双葉町        | 事業実施主体（直接/間接） | 双葉町（直接）             |      |          |
| 総交付対象事業費  | 25,326（千円） | 全体事業費         | 25,326（千円）          |      |          |
| 帰還環境整備に関する目標  |            |               |                     |      |          |
| <p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>二次計画において、具体的には、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた「町内復興拠点」の実現を目指し、まずは、避難指示解除準備区域である浜野・両竹地区に中野地区復興産業拠点等の「働く場」と「発信の場」を整備するとともに、生活拠点の早期整備に向け、既成市街地の再生に加えて J R 双葉駅西側地区を新市街地としての開発を進めることとしているところ。</p> <p>こうした中、二次計画として決定した J R 双葉駅西側地区における新市街地やその周辺地域の整備の方向性等についての検討を住民参画の下等で深めることにより、双葉町における新市街地の効果的な整備に繋げ、町の復興の加速化を図ることを目標とする。</p> |            |               |                     |      |          |
| 事業概要  |            |               |                     |      |          |
| <p>双葉町復興まちづくり計画（第二次）に掲げた取組みを具現化するため、復興まちづくり計画推進会議及び同幹事会（庁内）による議論を中心としつつ、復興町民委員会など町民等の意見を踏まえながら実施計画の改定を行うとともに、拠点整備に係る個別課題の整理等を行う。</p>  |            |               |                     |      |          |
| 当面の事業概要   |            |               |                     |      |          |
| <p>双葉町復興まちづくり計画（第二次）に掲げた施策を具体化するため、復興まちづくり計画推進会議及び同幹事会（庁内）、復興町民委員会等を開催し、双葉町復興まちづくり計画（第二次）の事業計画を改定するとともに、一部の検討を外部委託しながら、拠点整備に係る個別課題の整理を行う。</p>   |            |               |                     |      |          |
| 地域の帰還環境整備との関係   |            |               |                     |      |          |
| <p>町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、二次計画等に基づき、J R 双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還を進めていく必要がある。</p> <p>こうした中、二次計画として決定した J R 双葉駅西側地区における新市街地やその周辺地域の整備の方向性等についての検討を住民参画の下で深めること等により、双葉町における新市街地の効果的な整備に繋げ、町の復興の加速化を図る必要がある。</p>  |            |               |                     |      |          |
| 関連する事業の概要   |            |               |                     |      |          |
| <p>【中野地区復興産業拠点整備事業】</p> <p>（加速化交付金（帰還環境整備事業）（1）8. 「一団地の復興再生拠点」事業で実施）</p> <p>双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、双葉町の復興を加速化する。</p>   |            |               |                     |      |          |

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|   |                                    |            |                          |            |          |
|---|------------------------------------|------------|--------------------------|------------|----------|
| NO.   | 15                                 | 事業名        | 双葉町復興拠点整備事業関連埋蔵文化財発掘調査事業 | 事業番号       | (1)-17-1 |
| 交付団体  | 福島県双葉町                             |            | 事業実施主体（直接/間接）            | 福島県双葉町（直接） |          |
| 総交付対象事業費  | 3,252（千円）                          |            | 全体事業費                    | 3,252（千円）  |          |
| 帰還環境整備に関する目標  |                                    |            |                          |            |          |
| <p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>二次計画では、町内復興拠点の中でも特に、避難指示解除準備区域であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付けており、福島第一原子力発電所との近接性等も踏まえ、廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関等を誘致することとしているところ。また、あわせて、当該区域に、就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地を図るとともに、復興祈念公園との連携も考えながら施設整備を進め、復興産業拠点を、町の復興の先駆けとなる複合的な機能を持った拠点として整備し、同拠点において平成 30 年頃の企業活動開始を目指すとした二次計画の実現に遅れが生じないよう、その整備を着実に進めていきたいと考えているところ。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p> |                                    |            |                          |            |          |
| 事業概要  |                                    |            |                          |            |          |
| 本事業は、中野地区復興産業拠点整備事業に伴い、埋蔵文化財の有無、所在する場合の範囲や性質等を明らかにするため、試掘調査を行うものである。  |                                    |            |                          |            |          |
| 【想定される事業内容等】  |                                    |            |                          |            |          |
| 開発予定面積  | 約 50ha                             | うち試掘調査対象範囲 | 約 1.35ha                 |            |          |
| 試掘予定面積  | 1.35ha × 4% = 540 m <sup>2</sup> ① |            |                          |            |          |
| 試掘調査 m <sup>2</sup> 単価  | 6,000 円 ②                          |            |                          |            |          |
| 試掘調査費（全体）   | ① × ② = 3,252 千円                   |            |                          |            |          |
| 当面の事業概要   |                                    |            |                          |            |          |
| <平成 29 年度>埋蔵文化財試掘調査、調査報告  |                                    |            |                          |            |          |
| 地域の帰還環境整備との関係   |                                    |            |                          |            |          |
| 町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、長期ビジョン等に基づき、JR 双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還を進めていく必要がある。  |                                    |            |                          |            |          |

#### 関連する事業の概要

##### 【中野地区復興産業拠点整備事業】

双葉町の「働く拠点」として、海岸堤防が完成する平成30年頃には企業活動が開始できることを目指し、双葉町中野地区に事業再開や企業誘致の受け皿となる、産業用地や共同事業所等の整備を進める。また、あわせて、就業者のサポート等のため、産業交流センターを整備し、県が整備するアーカイブ拠点施設や復興祈念公園とも連携した、福島県の「発信拠点」としての発展を目指す。

##### 【中野地区復興産業拠点アクセス道路整備事業】

復興産業拠点の整備と合わせて、常磐自動車道に新たに整備される双葉インターチェンジ（仮称）と国道6号を結ぶ、県道井手長塚線等の整備を進める。

##### 【JR双葉駅西側の復興拠点としての都市開発】

双葉町では、JR双葉駅西口駅前を中心とするエリアに住宅地の整備を進め、併せて診療所、高齢者福祉施設、スーパー、飲食店、町内外の町民が交流・滞在できる施設等を整備することにより、これらのエリアを「生活拠点」として発展させていくことを計画している。

(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|   |            |     |                          |            |          |
|---|------------|-----|--------------------------|------------|----------|
| NO.   | 16         | 事業名 | 中野地区復興産業拠点整備事業（企業誘致活動促進） | 事業番号       | (6)-46-1 |
| 交付団体  | 福島県双葉町     |     | 事業実施主体（直接/間接）            | 福島県双葉町（直接） |          |
| 総交付対象事業費  | 34,549（千円） |     | 全体事業費                    | 48,000（千円） |          |
| 帰還環境整備に関する目標  |            |     |                          |            |          |
| <p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン（平成 27 年 3 月策定。以下「長期ビジョン」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>同ビジョンでは、町内復興拠点の中でも特に、避難指示解除準備区域であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付けており、福島第一原子力発電所との近接性等も踏まえ、廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関等を誘致することとしているところ。また、あわせて、当該区域に、就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地を図るとともに、復興祈念公園との連携も考えながら施設整備を進め、復興産業拠点を、町の復興の先駆けとなる複合的な機能を持った拠点として整備していきたいと考えているところ。</p> <p>復興産業拠点については、町民委員により構成される双葉町復興町民委員会からの提言書の内容を踏まえ、平成 28 年 3 月、双葉町復興拠点基本構想を策定しており、町としては、今後、当該基本構想を踏まえながら、平成 30 年頃の企業活動開始を目指すとした長期ビジョンの実現に遅れが生じないように、復興産業拠点の整備を着実に進めていく必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、「復興シンボル軸沿いかつ復興祈念公園沿いに、産業交流センター（仮称）を中心とした中核施設を整備し、その周辺に事業再開や企業誘致の受け皿として、共同事業者や産業用地等を確保（提言書より）」することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p> |            |     |                          |            |          |
| 事業概要  |            |     |                          |            |          |
| 本事業は、中野地区の復興拠点での新たな産業、雇用創出のため、企業誘致を強力に推進するもの。   |            |     |                          |            |          |
| ① 企業立地基礎調査 34,549 千円<br>合計：34,549 千円  |            |     |                          |            |          |
| 当面の事業概要   |            |     |                          |            |          |
| 【平成 29 年度】企業立地に係る調査、広報、研修、研究及び説明会開催<br>(廃炉・除染等関連事業者中心)  |            |     |                          |            |          |
| 【平成 30 年度】企業立地に係る調査、広報及び説明会開催（幅広い業種を対象）   |            |     |                          |            |          |
| 地域の帰還環境整備との関係   |            |     |                          |            |          |
| 町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域である中野地区に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。中野地区における企業誘致活動を行い、同地区に復興産業拠点を構成する産業を創出することにより、町内外の雇用の受け皿とする必要がある。   |            |     |                          |            |          |

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点整備事業】

双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、双葉町の復興を加速化するため、事業再開や新規事業の開始に必要な事業所等を立地するための用地整備等を行う。

【中野地区復興産業拠点アクセス道路整備事業（福島県）】

復興産業拠点の整備と合わせて、常磐自動車道に新たに整備される双葉インターチェンジ（仮称）と国道6号を結ぶ、県道井手長塚線の整備を進める。

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|   |            |     |                |               |      |          |
|---|------------|-----|----------------|---------------|------|----------|
| NO.   | 17         | 事業名 | 産業交流センター施設整備事業 |               | 事業番号 | (1)-47-1 |
| 交付団体  | 福島県双葉町     |     | 事業実施主体（直接/間接）  | 福島県双葉町（直接）    |      |          |
| 総交付対象事業費  | 23,986（千円） |     | 全体事業費          | 2,000,000（千円） |      |          |
| 帰還環境整備に関する目標  |            |     |                |               |      |          |
| <p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>二次計画では、町内復興拠点の中でも特に、避難指示解除準備区域であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付けており、福島第一原子力発電所との近接性等も踏まえ、廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関等を誘致することとしているところ。また、あわせて、当該区域に、就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地を図るとともに、復興祈念公園との連携も考えながら施設整備を進め、復興産業拠点を、町の復興の先駆けとなる複合的な機能を持った拠点として整備し、同拠点において平成 30 年頃の企業活動開始を目指すとした二次計画の実現に遅れが生じないよう、その整備を着実に進めていきたいと考えているところ。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、中野地区復興産業拠点整備事業として整備する事業用地に、企業誘致の受け皿となる共同事業所等を整備するとともに、あわせて同地区における就労者等のサポート施設を整備することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の健全な発展を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p> |            |     |                |               |      |          |
| 事業概要  |            |     |                |               |      |          |
| <p>意欲のある事業者は、被災地での事業開始・再開をするための事業所や付帯施設、従業員向けの福利厚生施設の整備等を希望しているものの、原子力災害被災地においては事業再開や新規産業の創造の見通しを立てることが難しく、地域の再生を加速化することの障害となっている。そのため、本事業では、意欲ある事業者の受け皿となるよう、事業再開や新規事業の開始に必要な共同事業所等を整備するとともに、あわせて同地区における就労者等のサポート施設を整備する。</p> <p>具体的には、以下のような機能をもった施設として整備することとし、詳細は基本構想策定作業の中で確定させることとする。</p>   |            |     |                |               |      |          |
| 【執務室】   |            |     |                |               |      |          |
| ・貸事務室   |            |     |                |               |      |          |
| ・大小の各種会議室   |            |     |                |               |      |          |
| 【福利厚生施設】  |            |     |                |               |      |          |
| ・宿泊施設   |            |     |                |               |      |          |
| ・小売施設   |            |     |                |               |      |          |
| ・飲食施設   |            |     |                |               |      |          |
| ・その他中野地区復興産業拠点における就労者に必要な施設   |            |     |                |               |      |          |
| 【その他】   |            |     |                |               |      |          |
| ・外構   |            |     |                |               |      |          |
| ・管理人室 等   |            |     |                |               |      |          |

|  |
|--|
| <p>当面の事業概要</p>   |
| <p>平成 29 年度：基本構想、基本設計<br/>         平成 30 年度：実施設計、建築工事着手<br/>         平成 31 年度：建築工事<br/>         平成 32 年度：供用開始</p> <p>※ 事業用地の整備は、並行して、中野地区復興産業拠点整備事業として実施。</p>        |
| <p>地域の帰還環境整備との関係</p>   |
| <p>町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、二次計画等に基づき、JR双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還を進めていく必要がある。</p> |
| <p>関連する事業の概要</p>   |
| <p>【JR双葉駅西側の復興拠点としての都市開発】</p> <p>双葉町では、JR双葉駅西口駅前を中心とするエリアに住宅地の整備を進め、併せて診療所、高齢者福祉施設、スーパー、飲食店、町内外の町民が交流・滞在できる施設等を整備することにより、これらのエリアを「生活拠点」として発展させていくことを計画している。</p>      |



(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

|  |           |     |                     |           |          |
|--|-----------|-----|---------------------|-----------|----------|
| NO.  | 18        | 事業名 | 双葉町事業者等向け浄化槽導入等支援事業 | 事業番号      | (6)-48-1 |
| 交付団体   | 福島県双葉町    |     | 事業実施主体（直接/間接）       | 民間事業者（間接） |          |
| 総交付対象事業費   | 6,890（千円） |     | 全体事業費               | 6,890（千円） |          |
| 帰還環境整備に関する目標   |           |     |                     |           |          |
| <p>双葉町の復興・再生には産業の再開が不可欠であるが、町内の事業者にとって下水道インフラ修復が遅れていることが事業を始める上で障害となっているため、事業所に浄化槽を設置して下水処理を行う環境を整備することにより、町内での事業者の再開促進を図る。また、復興の見える化を実施することにより、町民の帰還意識の向上も図る。</p> |           |     |                     |           |          |
| 事業概要   |           |     |                     |           |          |
| <p>町内で再開を予定している事業所において、浄化槽及び付帯設備を新設し、下水処理を行う環境を整備する。</p>   |           |     |                     |           |          |
| 当面の事業概要  |           |     |                     |           |          |
| <p>【平成 29 年度】<br/>町内の下水道給水区域で再開を予定している事業所において、浄化槽及び付帯設備の新設を行う。<br/>新設：1 基（2 1 人槽）<br/>◆浄化槽設置に係る費用</p>  |           |     |                     |           |          |
| 地域の帰還環境整備との関係  |           |     |                     |           |          |
| <p>事業所に浄化槽を設置して下水処理を行う環境を整備することにより、町内での事業再開が促進され、ひいては住民の帰還に向けて、雇用の維持や生活上必要な商業施設の確保を図る。</p>   |           |     |                     |           |          |
| 関連する事業の概要  |           |     |                     |           |          |
|  |           |     |                     |           |          |